

地域おこし協力隊定着率向上対策事業（クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援）実施要綱

（通則）

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊定着率向上対策事業（クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援）（以下「本事業」という。）の実施に関し、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、地域おこし協力隊員が、起業などにより地域課題の解決や地域活性化に資するものを実行しようとする事業プランを募集し、県が認定した事業プランに対して、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し資金調達を支援し、地域おこし協力隊員の県内定着率向上に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業プランとは、本事業において地域おこし協力隊員がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して実行する事業プランをいう。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税とは、クラウドファンディングを活用して行う、All or Nothing 方式によるふるさと納税のことをいう。
- (3) 地域おこし協力隊員とは、県内で地域おこし協力隊員としての活動経験がある者（任期中の者又は退任の日が属する年度の翌4月1日から起算して3年以内の者）で、県内に住所を有し、県内への定着を予定している者をいう。

（募集）

第4条 知事は、この要綱に基づき富山県地域おこし協力隊起業等奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより支援する事業プランを募集する。

- 2 事業プランは、起業、事業承継、新商品開発、販路開拓、にぎわい創出などの分野で、地域課題の解決や地域活性化に資するもので、当該事業プランを実行する地域おこし協力隊員の県内定着に寄与するものとする。
- 3 事業プランの実行を希望する地域おこし協力隊員は、知事が別に定めるところにより、事業プラン実行計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(実行者)

第5条 事業プランは、地域おこし協力隊員又は地域おこし協力隊員が設立し、かつ代表となっている法人を実行者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第2項に定める事業プラン実行計画書を提出することができない。

(1) 県から入札参加資格者の指名停止措置を受け、その期間にある者

(2) 県税を滞納している者

(3) 公序良俗に反する活動を行っている者

(4) 宗教団体又は政治活動を主たる活動の目的とした者

(5) 次のいずれかに該当する者

① 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

③ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

④ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

⑤ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(審査)

第6条 知事は、この要綱に基づき支援する事業プランを認定又は不認定するため、別に定める事業プラン審査認定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第4条第3項の規定に基づき提出された事業プランを諮問する。

2 委員会は、諮問された事業プランについて、別に定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を知事に答申する。

3 知事は、前項の規定による答申に基づき、予算の範囲内において事業プランを認定又は不認定し、その結果を当該事業プラン実行計画書の提出者に通知するものとする。

(寄附金募集)

第7条 知事は、前条第3項により認定した事業プラン（以下「認定事業プラン」という。）を知事が定める期間クラウドファンディングウェブサイト等に掲載し、県に対するふるさと納税として認定事業プランごとに寄附金を募集する。

(支給申請)

第8条 認定事業プランの実行者は、各認定事業プランの実行者が定める寄附目標額（以下「寄附目標額」という。）を達成した時は、寄附金の募集が終了した日の翌日から起算して30日以内に、富山県地域おこし協力隊起業等奨励金支給申請書（様式第2号）により奨励金の支給を知事に申請するものとする。

(支給決定)

第9条 知事は、前条に規定する奨励金の支給の申請があったときは、奨励金の支給又は不支給を決定し、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

(支給額等)

第10条 前条に規定する支給決定額は、別表1に定めるところにより、予算の範囲内において知事が決定するものとする。

2 奨励金の支給対象とする経費は、別表2に掲げる経費のうち、知事が適当と認めた経費とする。

(計画変更の承認)

第11条 奨励金支給決定を受けた認定事業プランの実行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、富山県地域おこし協力隊起業等奨励金計画変更承認申請書（様式第3号）により計画変更を知事に事前に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 認定事業プランの内容を変更しようとするとき。
- (2) 前条第2項に規定する対象経費の総額又は区分相互間において20パーセントを超える変更をしようとするとき。
- (3) 認定対象プランを中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第9条及び第10条の規定は、前項の計画変更について準用する。

(実績報告)

第12条 奨励金支給決定を受けた認定事業プランの実行者は、当該認定事業プラン完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、富山県地域おこし協力隊起業等奨励金事業プラン実績報告書（様式第4号）により知事に報告しなけ

ればならない。

(支給決定の取消及び奨励金の返還)

第13条 知事は、奨励金支給決定を受けた認定事業プランの実行者が次のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 奨励金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に定める事項に違反したとき。

(書類の整備等)

第14条 奨励金支給決定を受けた認定事業プランの実行者は、当該認定事業プランに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該認定事業プラン完了から5年間保管しなければならない。

(細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

別表 1 (第10条第 1 項関係)

支給決定額	支給時期
認定事業プランごとに、集まった寄附金の額からクラウドファンディングの実施方式に応じた以下の区分による額を控除した額 ① シンプルプラン 集まった寄附金の額に1,000分の165を乗じて得た額（1円未満切捨て） ② フルサポートプラン 集まった寄附金の額に1,000分の220を乗じて得た額（1円未満切捨て） 又は220,000円のいずれか高い額	第9条に規定する支給決定後速やかに

別表 2 (第10条第 2 項関係)

区 分	内 容
(1) 報償費	専門家への謝金等
(2) 旅費	事業プラン実行者旅費、専門家費用弁償等
(3) 需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等
(4) 役務費	通信運搬費、広告料、手数料等
(5) 委託料	業務の委託に要する経費
(6) 使用料及び賃借料	事務所等借上料、リース物件使用料等
(7) 工事請負費	建設費、維持補修費
(8) 原材料費	工事材料費、加工用原材料費
(9) 備品購入費	機械器具費等
(10) 公課費	租税公課費等
(11) その他	知事が必要と認める経費 なお、人件費は対象経費に含めないものとする。